

豊島区体育施設共通カード取扱要綱

制定:令和2年4月1日

第1編 総則

(目的)

第1条

この要綱は、豊島区立体育施設条例(以下、『条例』)で定める体育施設(以下、『施設』)において使用できるように、ICチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条

このカードは豊島区体育施設共通カード(以下、『共通カード』)という。

(適用範囲)

第3条

共通カードは条例に基づき豊島区(以下、『本区』)が発行し、サービスについてはこの要綱の定めるところによる。

2. この要綱が改定された場合、以後の共通カードによるサービスについては、当該改定された要綱の定めるところによる。

(カードの貸与及び所有権)

第4条

利用者からの共通カード利用の申込みがあった場合は、指定管理者を通じてプリペイドカードとして利用できる共通カードを利用者に貸与する。

2. 前項の場合、共通カードの所有権は本区に帰属する。
3. 前2項の場合、利用者は、共通カードが不要となったとき又は無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該共通カードを指定管理者に返却しなければならない。

(デポジット)

第5条

前条の規定により、本区より利用者へ共通カードを貸与した場合において貸借のデポジットは収受しない。

(共通カードの発売)

第6条

第4条の規定により利用者に共通カードを貸与する場合は、利用を希望する施設において、事前にチャージをされていない共通カードを貸与するものとし、利用者は施設に設置されている券売機に希望購入金額を投入してチャージ後に初めて使用出来るものとする。

2. 共通カードは、券面上に記名は可能であるが、カードに内蔵されているチップには個人情報等の登録は出来ないものに統一する。

(制限事項等)

第7条

偽造、変造、盗難、又は不正に作成された共通カードを使用することはできない。

(制限又は停止)

第8条

施設におけるシステムの故障や停電などによる不測の事態等によって券売機の利用、ならびに施設の利用に制限や停止を余儀なくされるような場合は、券売機の稼働を制限又は停止することがある。

2. 共通カードの改良、その他本区が適切と認める場合には、本区、ならびに指定管理者は共通カードの利用者に共通カードの交換及びそれに相当する措置を求めることが出来るものとする。この場合、利用者は交換等に応じるものとする。
3. 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、本区はその責めを負わない。

(失効)

第 9 条

システムの変更や廃版等で本共通カードが使用できなくなった場合、本区が使用停止の措置を行った翌日を起算日として、10 年をもって共通カードに係る利用者の権利は失効する。

2. 故意に共通カードを破損させ、本要綱の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該共通カードに係る利用者の権利は失効する。

(チャージ)

第 10 条

共通カードは、最初にカードを購入した施設でのみ行うことができる。ただし、共通カード 1 枚あたりのチャージ後の残高が 10,000 円を超えることはできないものとする。

(チャージ残額の確認)

第 11 条

共通カードの残額は、施設に設置されている券売機によって確認することができる。

(利用履歴の確認)

第 12 条

共通カードに関する利用履歴は表示できない。

(払いもどし)

第 13 条

共通カードが不要となった場合、当該共通カードが完全に未使用の状態に限り払い戻しをすることが出来る。

ただし、9 条 1 項により利用者の権利が失効した場合、たとえ未使用であっても払い戻しには応じない。

(再発行)

第 14 条

共通カードについては、いかなる場合においても紛失再発行及び残額の使用停止措置の取扱いを行うことはできない。

(障害再発行)

第 15 条

共通カードの破損等によって券売機、それに付随する機器等での使用が出来なくなってしまった場合は、共通カードを購入した施設の窓口において新たなカードへの交換と、残高額のリチャージを行うことができる。ただし、機器で残額が読み取り出来ない状態となっているカードの残高移行については、その理由の如何を問わずリチャージには応じることができない。

(免責事項)

第 16 条

本区は、共通カードの取扱いについて、取扱時に当該共通カードを所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、当該共通カードを真の所有者以外が所持していたときは、本区は真の所有者以外の者の利用について、真の所有者以外の者に対する責めを負わない。

2. 本区が本要綱において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が共通カード媒体により便益を取得したことによって又は共通カード媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、本区は一切その責めを負わない。

(その他)

第 17 条

この要綱に定めていない事項については別に定める。

附則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
